

新型インフルエンザ

ワクチン接種について

Ⅰ 知っていただきたいこと、ご理解いただきたいこと

滋賀県

インフルエンザワクチンは症状が重くなったり、インフルエンザで亡くなったりするのを防ぐのに一定の効果が認められています。ただし、万能の解決策ではありません。また、その生産量は世界的に見ても限られています。このパンフレットでは、そのワクチンの活用について、ぜひ知っていただきたいこと、ご理解いただきたいことをまとめました。

今回の新型インフルエンザの特徴とは？

感染力は強いのですが、多くの患者さんは軽症のまま回復していますし、治療薬（タミフル・リレンザ）が有効です。ただし、基礎疾患（糖尿病、ぜん息など）のある人や妊婦さんは重症化する可能性があり、注意が必要です。

インフルエンザワクチンの接種の意義は？

今回の新型インフルエンザワクチンのはじめて作るものですが、これまでのデータから、重症化や死亡の防止には一定の効果が期待できます。ただし、感染を防ぐ効果は証明されていませんから、接種したからといって、かからないわけではありません。

インフルエンザワクチンの有効性・安全性は？

国内産のワクチンについては、安全性は長年接種されてきた季節性インフルエンザワクチンと同程度と考えられ、有効性もある程度期待されます。輸入されるワクチンに関しては、海外で承認されていることを前提として、様々なデータをもとに、有効性・安全性を確認してから実際の接種をはじめます。



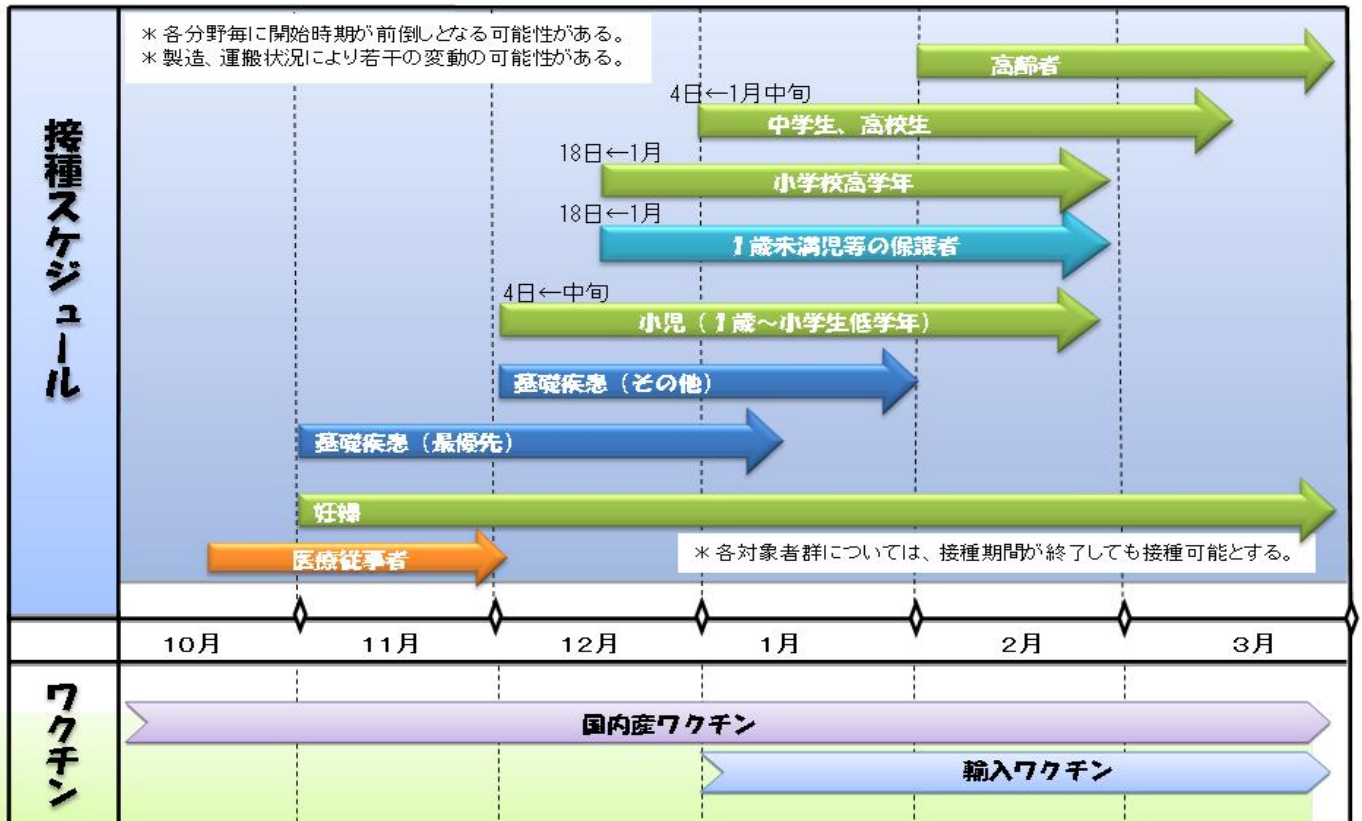
ワクチン接種に当たっては効果とリスクを考慮してください

ワクチン接種は多くの方々に重症化予防というメリットをもたらしますが、接種後、はれたり、熱が出るなどの症状が出るケースもあり、まれではありますが、重篤な症状を引き起こす可能性もあります。この点をご理解いただいたうえで、個人の判断により接種を受けていただくようお願いいたします。そのための情報は行政がすみやかに提供してまいります。

優先的に接種できる方々について……………

新型インフルエンザワクチンは、当面、数に限りがあるため、より必要性の高い方々が早く接種できるような工夫が求められます。そこでワクチンの重症化予防という効果をふまえ、以下のとおり優先的に接種できる方々と接種の標準的なスケジュールを決めさせていただきました。なお、このスケジュールは前倒しになることも考えられます。最新の内容は、県のホームページでご確認ください。

滋賀県新型インフルエンザワクチン接種スケジュール (平成21年11月20日改訂)



1. 「基礎疾患を有する方」の該当や最優先かどうかについて、かかりつけ医にご確認ください。
2. 1歳未満の小児は、予防接種による効果が小さいため、その保護者に接種します。

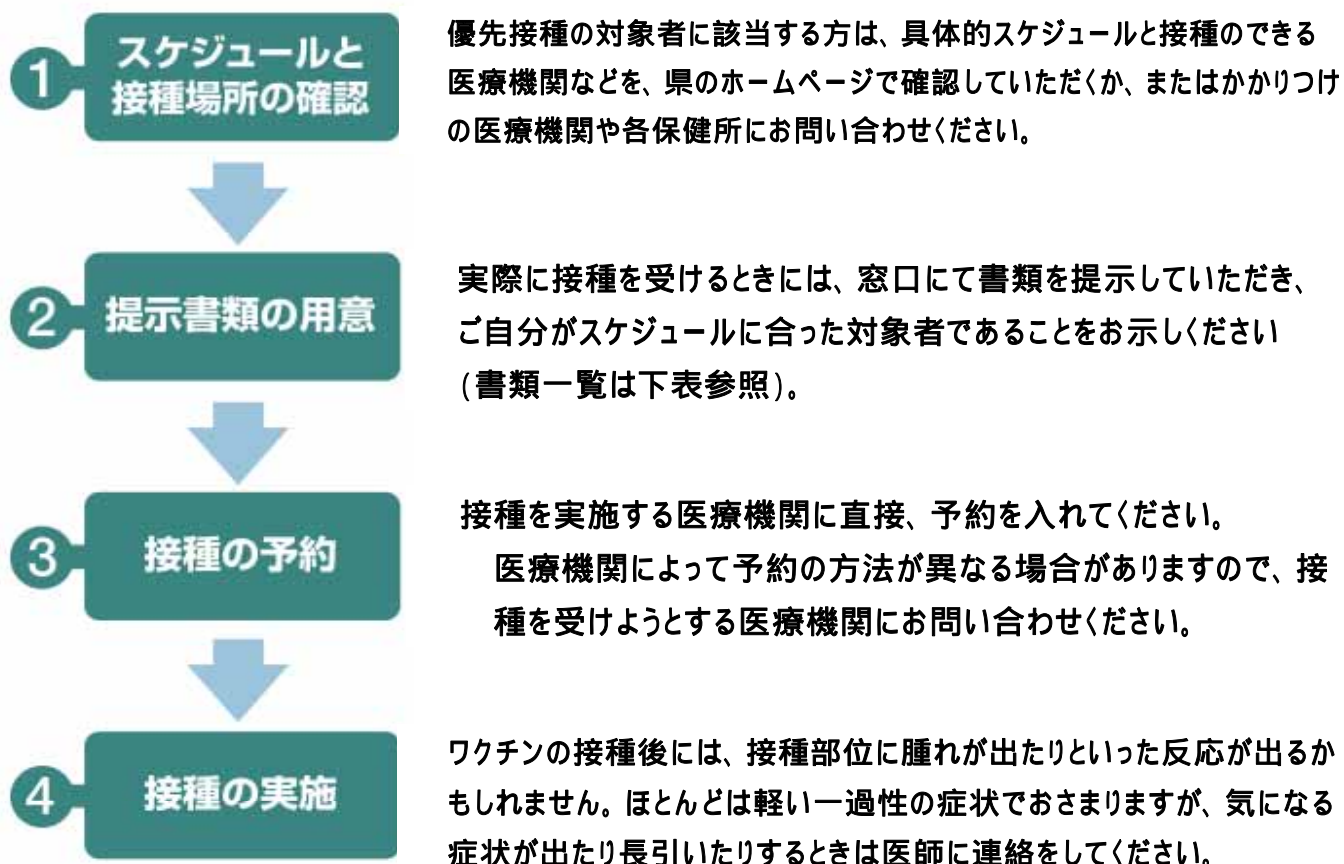
接種場所について……………

内科、小児科、産婦人科などの医療機関で受けられます。また、市町によっては保健センター等で受けられる場合もあります。接種を行っていない医療機関もありますので、県のホームページでご確認いただくか、各保健所等にお問い合わせください。

接種費用について……………

接種費用は実費を払っていただきます。2回接種の場合、全国一律で1回目 = 3600円、2回目 = 2550円（1回目と異なる医療機関で接種する場合は3600円）となります。なお、所得の少ない世帯に対しては、費用負担の軽減を実施いたします。詳しくは、市役所または町役場にお問い合わせください。

接種までの流れ.....



提示書類リスト

基礎疾患を有する方々	→	「優先接種対象者証明書」（かかりつけ医で発行） かかりつけ医で接種する場合は必要ない。
妊婦	→	「母子健康手帳」
1歳から小学校3年生	→	「母子健康手帳」または「各種健康保険被保険者証」
1歳未満の小児の保護者	→	「母子健康手帳」、「各種健康保険被保険者証」 または「住民票」
優先接種対象者のうち、 身体上の理由で予防接種 できない者の保護者等	→	「優先接種対象者証明書」（ の場合と同じ）、 「各種健康保険被保険者証」または「住民票」
小学校4年生から高校生 に相当する年齢の方々	→	「各種健康保険被保険者証」、「学生証」または「住民票」
65歳以上の方々	→	「各種健康保険被保険者証」、「運転免許証」 または「住民票」

新型インフルエンザワクチン Q&A

Q 季節性インフルエンザワクチンは
新型インフルエンザにも効果がある
のでしょうか？

A それぞれのワクチンはそれぞれのインフルエンザにしか効果がないと考えられています。季節性インフルエンザワクチンの接種を希望する場合(特に高齢者は接種することが望ましい)は、12月中旬頃までに接種をすることが望ましいとされています。なお、国内産の新型インフルエンザワクチンと、季節性インフルエンザワクチンを同時に接種することは、医師が必要と認めた場合に可能です。

Q 新型インフルエンザに感染した人でも、
新型インフルエンザワクチンの接種が
必要ですか？

A 一般的に、新型インフルエンザに感染して発症した方は、免疫を持っていると考えられるため、予防接種をする必要はないと考えられます。ただし、確実に新型インフルエンザに感染したと言えるのは、専門の検査(PCR検査等)でウイルスの確認が行われた方のみです。

Q 優先接種対象ではない人は接種できない
のですか？優先接種対象者は新型
インフルエンザワクチンを接種しなくて
はいけないのですか？

A 優先的な接種対象以外の方々についても、希望者が接種を受けられるようにする必要はあると考えています。優先接種が終了次第、流行の状況や接種の状況、供給量などを踏まえ、対応していきます。また、優先接種対象者の方々には、必ず接種しなければならないわけではありません。

Q 海外産と国内産は
何が異なるのですか？

A 海外で製造されたワクチンは、①現時点では国内での使用経験・実績がないこと、②国内では使用経験のないアジュバント(免疫補助剤)が使用されていること、③国内では使用経験のない細胞培養による製造法が用いられているものがあること(国内産は鶏卵培養による製造のみ)、④筋肉への注射であること(国内産は皮下への注射)、⑤小児に対しては用量が異なることなどが、国内で製造されたワクチンと異なっています。今後、海外で承認されていることを前提として、様々なデータをもとに、有効性・安全性を確認してから実際の接種をはじめます。

新型インフルエンザ相談窓口 受付時間 : 8:30 ~ 17:15 (平日のみ)

県庁健康推進課 Tel. 077 - 528 - 4983 Fax. 077 - 528 - 4857
県庁ホームページ <http://www.pref.shiga.jp/>

滋賀県各保健所

草津保健所	Tel. 077 - 562 - 3526	Fax. 077 - 562 - 3533
甲賀保健所	Tel. 0748 - 63 - 6111	Fax. 0748 - 63 - 6142
東近江保健所	Tel. 0748 - 22 - 1253	Fax. 0748 - 22 - 1617
彦根保健所	Tel. 0749 - 22 - 1770	Fax. 0749 - 26 - 7540
長浜保健所	Tel. 0749 - 65 - 6660	Fax. 0749 - 63 - 2989
高島保健所	Tel. 0740 - 22 - 2525	Fax. 0740 - 22 - 5693

大津市保健所 Tel. 077 - 524 - 5203 Fax. 077 - 524 - 5270

厚生労働省新型インフルエンザコールセンター(受付時間 10:00~18:00) **Tel.03-3501-9031**
厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/index.html>